

市道門田屋敷18号線舗装補修工事 現場説明書

1. 本工事は、岡山市土木工事共通仕様書（令和6年5月1日改定）に従って施工しなければならない。岡山市土木工事共通仕様書は岡山市監理検査課のホームページでダウンロードできる。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000082838.html>

ただし、本工事においては、この現場説明書（現場説明書追加事項を含む）及び特記仕様書を岡山市土木工事共通仕様書（令和6年5月1日改定）に優先するものとする。

2. 契約条件について（建設リサイクル法）

- 1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に示す「建設工事の規模に関する基準」以上（建設工事の規模に関する基準の内、「請負代金額」とあるのは、当初契約時には「許容価格」と読み替える。また、当初は、「建設工事の規模に関する基準」未満の場合において請負代金額に変更が生じる場合は、請負代金額をもって判断の基準とする。）となる場合は、建設リサイクル法に定められた契約事項を双方合意の上、契約書別紙（解体工事に要する費用等）（以下「契約書別紙」という。）へ記載するものとする。また、落札者は、本工事が「建設リサイクル法」の対象工事（以下「対象建設工事」という。）となる場合は、建設工事において発生する特定建設資材を下記の項目及び法の定めに従い分別解体等し、分別解体等された特定建設資材廃棄物を再資源化等しなければならない。
- 2) 落札者は、特定建設資材を分別解体等し、分別解体等された特定建設資材廃棄物を再資源化等するための契約事項について、本工事落札後、速やかに本市監督員と協議を行わなければならない。
なお、協議にあたっては、建設工事の工程ごとの作業内容及び分別解体の方法等（手作業又は手作業及び機械作業いずれか）について十分に検討しておくこと。
- 3) 落札者は、契約締結において、建設リサイクル法第12条1項の規定により、法第10条第1項第1号から第5項までに掲げる下記の事項を所定の様式（通知に係わる事前説明事項）に記載し、本市監督員に提出するとともにその事項を説明しなければならない。
(1) 解体工事である場合においては、解体する建築物の構造
(2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
(3) 工事着手の時期及び工程の概要
(4) 分別解体等の計画
(5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 4) 落札者は、建設工事の分別解体・再資源化等の一部を他の建設業者等の下請け、又は委託する場合、分別解体等にあたっては、建設業許可業者（土木工事業、建築工事業、解体工事業。ただし、請負金額500万円未満は除く。）又は同法第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者に依頼しなければならない。また、再資源化等にあたっては、再資源化等が確実に実施できる事業者へ委託しなければならない。
- 5) 落札者は、契約にあたり、本市監督員との事前協議の結果に従い、契約書別紙に必要事項を記載し、落札後7日以内に本市監督員に提出すること。また、添付資料として、「通知に係わる事前説明事項」及び「建設廃棄物処理計画書」を提出しなければならない。

※建設工事の規模に関する基準

工事の種類	規模の基準	摘 要
建築物の解体工事	80㎡以上	
建築物の新築・増築	500㎡以上	
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円以上	請負代金額 注)
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円以上	請負代金額 注)

注) 請負代金額は、当初契約時には許容価格と読み替える。

※建設リサイクル法の定めにより、適正に分別解体等・再資源化等しなければならない建設資材（特定建設資材）はコンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材（コンクリート二次製品等）、木材。

3. 下請負契約における受注者の指導について

- 1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請負契約を締結しようとする場合は、下請負契約における注文者・下請負契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請負契約における受注者の適正な選定、合理的な下請負契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請負における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- 2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請負契約における注文者は、下請負契約における受注者に対しては、発注者から受け取った前払い金の均てん請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払いの適正化について配慮すること。

4. 建設資材納入業者との契約について

この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。

5. 労働者の確保について

この契約に係る建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には土木工事共通仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。

6. ダンプトラック等の適正な使用について

当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車輛に限って使用すること。

7. 過積載による違法運行の防止対策について

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載の助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8. 建設業法等の遵守について

- 1) 建設業法（昭和24年）法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結しないこと。
- 2) 建設業法第26条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置すること。

3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

4) 建設業法等の規定により建設業者は、以下の標識を建設工事現場毎に掲示すること。

- ①建設業の許可票（建設業法第40条）を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- ②労災保険関係成立票（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条）をその工事で働く労働者が見やすい場所に掲示すること。
- ③建設業退職金共済制度適用事業主であることを示す標識をその工事で働く労働者が見やすい場所に掲示すること。（加入している場合）
- ④施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

5) 上記1)、2)、3)及び4)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

9. 建設業からの暴力団の排除の徹底について

工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。また、監督員とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

10. 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は年末年始休暇を考慮している。

11. 施工管理の記録及び関係書類について

受注者は、工事施工に伴う施工管理（岡山市土木工事施工管理基準及び同基準値に基づく施工管理の記録、岡山市・岡山県土木工事共通仕様書に基づく工事関係書類の作成等）の効率化・迅速化・省力化を図るため、工事施工情報化・電子化を積極的に推進すること。

12. 排出ガス対策の取扱いについて

1) トンネル工事

トンネル坑内作業においてエンジン出力30kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクタショベル、大型ブレーカ、コンクリート吹付機、ドリルジャンボ、ダンプトラック、トラックミキサを使用する際には、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

また、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けている建設機械を使用しなければならない。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着したトンネル工事用建設機械（黒煙浄化装置付）を使用すれば排出ガス未対策型のトンネル工事用建設機械でもトンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

2) 一般工事

エンジン出力7.5kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルトーザ、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット、ローラ類、ホイールクレーンを使用する際には、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を

使用すれば排出ガス未対策型の建設機械でも排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

また、特記仕様書に記載している「これによりがたい場合」とは供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

13. 工事数量総括表について

工事数量総括表において「作業土工、型枠工、仮設工（土留、仮締切り、足場、支保等）」の数量を表示したものは、見積りのための参考数量を示したものであり、入札価格内訳書の作成及び契約を拘束するものではない。ただし、指定した場合を除く。

14. 見積参考資料等について

「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

15. 社会保険等未加入対策

平成27年4月1日以降に公告する建設工事の契約において、元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する契約規定に違反した場合は、指名停止、制裁金請求及び当該工事に係る工事成績評定の減点を行う。

なお、岡山市発注工事における社会保険等未加入対策については、岡山市ホームページ「入札・契約制度改正の概要」内に掲載しております。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012101.html>

16. 設計変更ガイドラインについて

設計変更等については、「岡山市工事契約約款」第18条～第25条及び共通仕様書共通編1-1-15～1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、以下のガイドラインによることとする。

・工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（令和2年4月 岡山市財政局財務部監理検査課）
設計・契約変更ガイドラインは、岡山市監理検査課のホームページでダウンロードできる。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004400.html>

17. 週休2日工事

本工事は、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和8年8月1日）」の対象工事である。取扱いについては、同要領の規定による。

（ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>）

18. 岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事

本工事は、「岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領（令和7年5月1日）」の対象工事である。

（ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032246.html>）

19. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

本工事は、「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和7年5月1日）」の対象工事である。（ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000035713.html>）

20. ICT活用工事試行工事

本工事は、「岡山市ICT活用工事試行要領（令和7年4月1日）」の対象工事である。

（ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004323.html>）

21. その他

別紙現場説明書追加事項のとおり